

介護老人保健施設 葵の園・向島

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

1 介護老人保健施設 葵の園・向島 概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

ア 種類：送迎・食事・入浴・生活リハビリ等

イ 地域：原則的に施設より10 km（詳細はご相談下さい。）

(2) 名称等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・向島
所在地	東京都墨田区向島 3-1-13
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	施設長 朝日 茂樹
電話番号	03-5608-0003
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
介護保険事業者番号	1357081169

(3) 施設の職員体制

管理者	看護・介護職員	支援相談員	理学・作業療法士
1 名	4 名	1 名	1 名

(4) 施設の設備

定員	食堂兼 リハビリ室	浴室	相談室	送迎車
30 名	1 室	1 室 ※	1 室	3 台

※一般浴槽・特殊浴槽があります。

(5) 営業時間

月～土(祝日)	午前 8 : 30 ～ 午後 5 : 30
日	定休日
年末・年始	12月31日～1月3日：休業

緊急連絡先：03-5608-0003 (代表)

2 サービス内容

- (1) 送 迎：送迎時間は御利用者の安全を最優先に行っていきます。
- (2) 食 事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気づくりを心掛けています。
- (3) 入 浴：御利用者の身体の清潔を保持するように心掛けています。
- (4) 機能訓練：日常生活動作を含む御利用者の機能保持及び機能回復を図っています。
- (5) 生活相談：御利用者の基本的な人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

3 利用料金

□通常規模型(6時間以上7時間未満) 介護保険負担割合【1割】

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

※金額は、墨田区地域区分単価(11.10)で計算されています。

【1割負担】

通所リハビリテーション(日額)		介護予防通所リハビリテーション(日額)	
要介護度1	794 円	要支援1	2,518 円
要介護度2	944 円	要支援2	4,693 円
要介護度3	1,089 円	※ご利用開始より1年経過後は下記料金	
要介護度4	1,262 円	要支援1	2,384 円
要介護度5	1,432 円	要支援2	4,426 円

□別途加算

各加算	日額	加算	月額
通所リハ提供体制加算 4	27 円	予防通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	624 円
通所リハ入浴介助加算 (I)	45 円	予防通所リハ栄養アセスメント加算	56 円
通所リハ入浴介助加算 (II)	67 円	予防通所リハ栄養改善加算	222 円
通所リハ短期集中個別リハ実施加算	123 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(I)	167 円
通所リハ認知症短期集中リハ加算(I)	267 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(II)	178 円
通所リハ栄養改善加算	222 円	予防通所リハ一体的サービス提供加算	533 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(I)	23 円	予防通所リハ科学的介護推進体制加算	45 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(II)	6 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 I 1	98 円
通所リハ重度療養管理加算	111 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 I 2	196 円
通所リハ中重度者ケア体制加算	23 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 II 1	80 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (I)	25 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 II 2	160 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (II)	20 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 III 1	27 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (III)	7 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算 III 2	54 円
通所リハ退院時共同指導加算	666 円		
通所リハ移行支援加算	14 円		
通所リハ送迎減算 ※片道	-53 円		
	月額		日額
通所リハマネジメント加算 1 1	622 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(I)	23 円
通所リハマネジメント加算 1 2	267 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(II)	6 円
通所リハマネジメント加算 2 1	659 円	予防通所リハ退院時共同指導加算	666 円
通所リハマネジメント加算 2 2	303 円		
通所リハ認知症短期集中リハ加算(II)	2,132 円		
通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,388 円		
通所リハ栄養アセスメント加算	56 円		
通所リハ科学的介護推進体制加算	45 円		
共通加算			
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記施設サービス費、別途加算の総合計単位数の 8.6%		

※介護職員等処遇改善加算(I)は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

※介護保険適用外利用料は、変更ございません。

※実際の精算時は端数処理により若干の金額の差異が生じますので、ご了承ください。

□通常規模型(6時間以上7時間未満) 介護保険負担割合【2割】

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

※金額は、墨田区地域区分単価(11.10)で計算されています。

【2割負担】

通所リハビリテーション(日額)		介護予防通所リハビリテーション(日額)	
要介護度1	1,588 円	要支援1	5,035 円
要介護度2	1,887 円	要支援2	9,386 円
要介護度3	2,178 円	※ご利用開始より1年経過後は下記料金	
要介護度4	2,524 円	要支援1	4,768 円
要介護度5	2,864 円	要支援2	8,853 円

□別途加算

各加算	日額	加算	月額
通所リハ提供体制加算 4	54 円	予防通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,248 円
通所リハ入浴介助加算(Ⅰ)	89 円	予防通所リハ栄養アセスメント加算	111 円
通所リハ入浴介助加算(Ⅱ)	134 円	予防通所リハ栄養改善加算	444 円
通所リハ短期集中個別リハ実施加算	245 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(Ⅰ)	333 円
通所リハ認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)	533 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(Ⅱ)	356 円
通所リハ栄養改善加算	444 円	予防通所リハ一体的サービス提供加算	1,066 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	45 円	予防通所リハ科学的介護推進体制加算	89 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	11 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ1	196 円
通所リハ重度療養管理加算	222 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ2	391 円
通所リハ中重度者ケア体制加算	45 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ1	160 円
通所リハサービス提供体制強化加算(Ⅰ)	49 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ2	320 円
通所リハサービス提供体制強化加算(Ⅱ)	40 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ1	54 円
通所リハサービス提供体制強化加算(Ⅲ)	14 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ2	17 円
通所リハ退院時共同指導加算	1,332 円		
通所リハ移行支援加算	27 円		
通所リハ送迎減算 ※片道	-105 円		
	月額		日額
通所リハマネジメント加算 1 1	1,244 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	45 円
通所リハマネジメント加算 1 2	533 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	11 円
通所リハマネジメント加算 2 1	1,317 円	予防通所リハ退院時共同指導加算	1,332 円
通所リハマネジメント加算 2 2	606 円		
通所リハ認知症短期集中リハ加算(Ⅱ)	4,263 円		
通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,775 円		
通所リハ栄養アセスメント加算	111 円		
通所リハ科学的介護推進体制加算	89 円		
共通加算			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記施設サービス費、別途加算の総合計単位数の8.6%		

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

※介護保険適用外利用料は、変更ございません。

※実際の精算時は端数処理により若干の金額の差異が生じますので、ご了承ください。

□通常規模型(6時間以上7時間未満) 介護保険負担割合【3割】

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

※金額は、墨田区地域区分単価(11.10)で計算されています。

【3割負担】

通所リハビリテーション(日額)		介護予防通所リハビリテーション(日額)	
要介護度1	2,381 円	要支援1	7,553 円
要介護度2	2,831 円	要支援2	14,079 円
要介護度3	3,267 円	※ご利用開始より1年経過後は下記料金	
要介護度4	3,786 円	要支援1	7,153 円
要介護度5	4,296 円	要支援2	13,279 円

□別途加算

各加算	日額	加算	月額
通所リハ提供体制加算 4	80 円	予防通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,872 円
通所リハ入浴介助加算 (I)	134 円	予防通所リハ栄養アセスメント加算	167 円
通所リハ入浴介助加算 (II)	200 円	予防通所リハ栄養改善加算	666 円
通所リハ短期集中個別リハ実施加算	367 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(I)	500 円
通所リハ認知症短期集中リハ加算(I)	800 円	予防通所リハ口腔機能向上加算(II)	533 円
通所リハ栄養改善加算	666 円	予防通所リハ一体的サービス提供加算	1,599 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(I)	67 円	予防通所リハ科学的介護推進体制加算	134 円
通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(II)	17 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ1	293 円
通所リハ重度療養管理加算	333 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ2	586 円
通所リハ中重度者ケア体制加算	67 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ1	240 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (I)	74 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅱ2	480 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (II)	60 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ1	80 円
通所リハサービス提供体制強化加算 (III)	20 円	予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅲ2	160 円
通所リハ退院時共同指導加算	1,998 円		
通所リハ移行支援加算	40 円		
通所リハ送迎減算 ※片道	-157 円		
	月額		日額
通所リハマネジメント加算 1 1	1,865 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(I)	67 円
通所リハマネジメント加算 1 2	800 円	予防通所リハ口腔・栄養スクリーニング加算(II)	17 円
通所リハマネジメント加算 2 1	1,975 円	予防通所リハ退院時共同指導加算	1,998 円
通所リハマネジメント加算 2 2	909 円		
通所リハ認知症短期集中リハ加算(II)	6,394 円		
通所リハ生活行為向上リハビリテーション実施加算	4,163 円		
通所リハ栄養アセスメント加算	167 円		
通所リハ科学的介護推進体制加算	134 円		
共通加算			
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記施設サービス費、別途加算の総合計単位数の8.6%		

※介護職員等処遇改善加算(I)は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

※介護保険適用外利用料は、変更ございません。

※実際の精算時は端数処理により若干の金額の差異が生じますので、ご了承ください。

(2) 介護保険適用外利用料

・食費

食費	日額	720円	食材料費、おやつ、飲み物、行事食を含みます。
----	----	------	------------------------

・その他の料金

教養娯楽費	日額	154円	音楽・書道・手工芸(美術)クラブ活動に必要な費用です。
その他	-	-	上記以外にサービス内容に応じて、別途加算が生じる場合がございます。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります

その場合はひとまず1日当たりの利用料金を頂きサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日居住地の区市町村窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

* 健康上によるサービスの中止

(1) 風邪、病気の際はサービスをお断りする場合があります。

(2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、またサービス利用中に体調が悪くなった場合、

サービス内容の変更又は中止することがあります。御家族に連絡の上、適切に対応します。

必要に応じ、速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。

4 支払方法

(1) 御利用者は、御利用者及び扶養者と連帯して当施設に対し、当月料金の合計額を翌月末日までに支払うものとします。なお支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

(2) 自動振替日は毎月 23 日となっております。施設での入金確認が毎月月末となりますので入金が確認でき次第、領収証を翌月分の請求書を発行します。

(3) 御利用者（御支払者）が正当な理由もなく、利用料を 1 か月以上滞納した場合は契約を解除する事がございますのでご承知ください

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡下さい。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談下さい。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

イ 次の事由に該当した場合、利用者は事業者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務を果たさなかった場合
- ③ 事業者が利用者や利用者の家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

ウ 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約書を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおきます。また、原則として事前に介護支援専門員に連絡します。

- ① 利用者又は利用者の家族等が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合。
- ② 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰返した場合、また利用者の入院もしくは病気等により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかの場合
- ③ 利用者又は利用者の家族等が、事業者や事業者の従業員又は他の利用者に対して、暴言、いやがらせ等、或いは事業者の従業員の指示を度々無視しサービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合。
- ④ やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合

エ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定(要支援認定)が、非該当(自立)と認定された場合
(この場合、所定期間の経過を持って終了となります。また、非該当(自立)期間中にご利用がある場合、要支援1を基に算定し全額自費負担としてご請求となります。)
- ③ 利用者が死亡した場合

6 事業者のサービスの特徴等

(1) 運営方針

事業者の従業員は、サービスの提供において利用者の心得の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

(2) サービスの現状

項 目	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	—
従業員への研修の実施	○	月 1 回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	○	—
時間延長の可否	×	—

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ウ その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

7 緊急時の対応方法

事業者は、サービス利用中に利用者の健康状態が急変した場合、医師、看護職員により必要な措置を講ずるほか、あらかじめ届けられた緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡致します。ただし、利用者の家族に連絡が取れない場合は、事後報告になる場合があります。

8 非常災害対策

- ア 防災時の対応：事業所防災規定による。
- イ 防災設備：前項 アの規定に沿った設備を設置。
- ウ 防災訓練：年 2 回実施。
- エ 防災責任者：防火管理者

9 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るため、必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画の策定
- ② 業務継続計画の従業者への周知と研修及び訓練の実施（入職時、年 2 回以上）
- ③ 業務継続計画の定期的な見直しを行い、必要に応じた変更

1 0 衛生管理、感染症対策

設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

感染症又は食中毒の発生又はまん延防止のための必要な措置を講じます。

- ① 対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知（3月に1回以上）
- ② 感染対策担当者の設置
- ③ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ④ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練の実施（入職時、年2回以上）

1 1 事故発生の防止

事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 事故発生の防止のための指針の整備
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策について従業者への周知
- ③ 事故発生の防止のための委員会の開催
- ④ 事故発生の防止のための研修の実施（入職時、年2回以上）
- ⑤ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置

1 2 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び従業者への周知
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための研修（入職時、年2回以上）
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1 3 身体拘束の適正化

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為はいたしません。身体拘束の適正化を図るため以下の措置を講じます。

- ① 対策を講じる委員会の開催及び従業者への周知（3月に1回以上）
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 身体拘束等の適正化のための従業者への研修（入職時、年2回以上）

1 4 ハラスメント

利用者及び家族から従業者へのハラスメント行為により信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス提供の中止や契約を解除させていただくことがあります。

1 5 サービス内容に関する苦情

ア 事業者ご利用相談・苦情

(介護予防)通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者又は次の窓口まで申し出下さい。

サービス相談窓口	
電話番号	03-5608-0003 (代表)
担当部署	介護老人保健施設 葵の園・向島 (介護予防)通所リハビリテーション
担当職員	通所支援相談員
受付時間	月～土曜日：午前 9 時～午後 5 時

イ その他

事業者以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ① 東京都国民健康保険団体連合会 電話：03-6238-0177
- ② 墨田区役所 事業者指導担当 電話：03-5608-6544

1 6 当法人の概要

- ①名称・法人種別 医療法人社団 葵会
- ②代表者役職・氏名 理事長 新谷 幸義
- ③本部所在地・電話番号 千葉県柏市小青田 1-3-2
04-7136-8008

(介護予防)通所リハビリテーションの利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＜事業者＞ 所在地 東京都墨田区向島 3-1-13
名 称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・向島

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞ 住 所 _____

氏 名 _____ 印

＜代理人＞ 住 所 _____

氏 名 _____ 印